

令和 8 年第 3 回かほく市議会定例会議案

(その 1)

令和8年第3回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その1）

議案第50号	令和8年度かほく市一般会計補正予算（第2号）	1
--------	------------------------------	---

令和 8 年度 かほく市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 0 号

令和 8 年度 かほく市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度のかほく市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 5 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 , 5 8 6 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 使用料及び手数料		188,693	△374	188,319
	1. 使用料	174,600	△374	174,226
16. 県支出金		1,824,253	33,127	1,857,380
	2. 県補助金	934,463	33,127	967,590
18. 寄附金		552,488	3,410	555,898
	1. 寄附金	552,488	3,410	555,898
19. 繰入金		1,063,691	1,600	1,065,291
	2. 基金繰入金	1,063,689	1,600	1,065,289
20. 繰越金		10,000	148,599	158,599
	1. 繰越金	10,000	148,599	158,599
21. 諸収入		414,273	938	415,211
	5. 雑入	291,545	938	292,483
22. 市債		1,948,800	127,700	2,076,500
	1. 市債	1,948,800	127,700	2,076,500
歳 入 合 計		22,271,000	315,000	22,586,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,716,873	94,445	2,811,318
	1. 総務管理費	2,337,330	89,112	2,426,442
	2. 徴税費	220,386	5,333	225,719
3. 民生費		7,845,742	18,481	7,864,223
	1. 社会福祉費	3,281,015	481	3,281,496
	2. 児童福祉費	4,236,251	18,000	4,254,251
4. 衛生費		1,278,142	52,880	1,331,022
	1. 保健衛生費	809,737	52,880	862,617
5. 労働費		28,654	5,000	33,654
	1. 労働諸費	28,654	5,000	33,654
6. 農林水産業費		452,805	47,050	499,855
	1. 農業費	328,613	37,950	366,563
	2. 林業費	122,664	9,100	131,764
7. 商工費		592,702	13,885	606,587
	1. 商工費	592,702	13,885	606,587
8. 土木費		1,381,207	3,115	1,384,322
	2. 道路橋りょう費	681,610	3,115	684,725
	5. 住宅費	96,312	0	96,312
9. 消防費		1,432,519	53,783	1,486,302
	1. 消防費	1,432,519	53,783	1,486,302
10. 教育費		3,401,159	26,361	3,427,520
	2. 小学校費	812,350	5,885	818,235
	3. 中学校費	491,988	10,965	502,953
	4. 社会教育費	569,692	9,511	579,203
歳 出 合 計		22,271,000	315,000	22,586,000

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
基幹系業務システム標準化対応業務	令和 9 年度から 令和 1 4 年度まで	57,909 千円

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
こども園改修整備事業	10,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良総合整備事業	5,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	6,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
農業用施設整備事業	3,300				38,500			
林業用施設整備事業	84,100				88,600			
駐車場改修事業	1,300				5,100			
消防庁舎整備事業	2,000				57,100			
高松小学校整備事業	38,300				41,300			
大海小学校整備事業	3,500				5,900			
高松中学校整備事業	43,100				46,300			
七塚生涯学習センター整備事業	73,600				82,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 使用料及び手数料	188,693	△374	188,319
16. 県支出金	1,824,253	33,127	1,857,380
18. 寄附金	552,488	3,410	555,898
19. 繰入金	1,063,691	1,600	1,065,291
20. 繰越金	10,000	148,599	158,599
21. 諸収入	414,273	938	415,211
22. 市債	1,948,800	127,700	2,076,500
歳入合計	22,271,000	315,000	22,586,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2, 716, 873	94, 445	2, 811, 318	19, 112	0	0	75, 333
3. 民生費	7, 845, 742	18, 481	7, 864, 223	2, 379	10, 000	0	6, 102
4. 衛生費	1, 278, 142	52, 880	1, 331, 022	6, 612	0	0	46, 268
5. 労働費	28, 654	5, 000	33, 654	0	3, 800	0	1, 200
6. 農林水産業費	452, 805	47, 050	499, 855	4, 650	41, 200	1, 600	△400
7. 商工費	592, 702	13, 885	606, 587	0	0	938	12, 947
8. 土木費	1, 381, 207	3, 115	1, 384, 322	374	0	△374	3, 115
9. 消防費	1, 432, 519	53, 783	1, 486, 302	0	55, 100	3, 310	△4, 627
10. 教育費	3, 401, 159	26, 361	3, 427, 520	0	17, 600	100	8, 661
歳 出 合 計	22, 271, 000	315, 000	22, 586, 000	33, 127	127, 700	5, 574	148, 599

2. 歳 入

(款) 14 使用料及び手数料 (項) 1 使用料 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 土木使用料	63,708	△374	63,334	2 住宅使用料	△374	公営住宅使用料 △374
計	174,600	△374	174,226			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	174,474	2,379	176,853	1 社会福祉費補助金	367	民生児童委員事業補助金 367
				2 児童福祉費補助金	2,012	ひとり親家庭等医療費給付費補助金 2,012
3 衛生費県補助金	51,287	6,612	57,899	1 保健衛生費補助金	6,612	乳幼児医療費給付費補助金 6,612
4 農林水産業費県補助金	134,716	4,650	139,366	1 農業費補助金	1,650	新規就農者育成総合対策交付金 1,650
				2 林業費補助金	3,000	林道事業道整備交付金 3,000
8 消防費県補助金	394,733	19,486	414,219	1 消防費補助金	19,486	令和6年能登半島地震復興基金交付金(復興公営住宅家賃無償化分) 374 令和6年能登半島地震災害廃棄物処理基金補助金 19,112
計	934,463	33,127	967,590			

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

1 一般寄附金	544,467	3,410	547,877	1 一般寄附金	3,310	一般寄附金 3,310
				3 企業版ふるさと納税寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金 100
計	552,488	3,410	555,898			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

11 森林環境譲与税基金繰入金	0	1,600	1,600	1 森林環境譲与税基金繰入金	1,600	森林環境譲与税基金繰入金 1,600
-----------------	---	-------	-------	----------------	-------	--------------------

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
計	1,063,689	1,600	1,065,289			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	10,000	148,599	158,599	1 前年度繰越金	148,599	前年度繰越金 148,599
計	10,000	148,599	158,599			

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

3 雑入	290,973	938	291,911	5 商工費雑入	938	委託業務成果配分金 938
計	291,545	938	292,483			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

2 民生債	359,400	10,000	369,400	2 児童福祉債	10,000	こども園整備事業債 10,000
4 農林水産業債	133,500	41,200	174,700	1 農業債	36,700	土地改良総合整備事業債 1,500 農業用施設整備事業債 35,200
				2 林業債	4,500	林業用施設整備事業債 4,500
5 商工債	7,400	3,800	11,200	1 商工債	3,800	駐車場改修事業債 3,800
7 消防債	254,700	55,100	309,800	1 消防債	55,100	消防庁舎整備事業債 55,100
8 教育債	484,700	17,600	502,300	1 小学校債	5,400	高松小学校整備事業債 3,000 大海小学校整備事業債 2,400
				2 中学校債	3,200	高松中学校整備事業債 3,200
				3 社会教育債	9,000	七塚生涯学習センター整備事業債 9,000
計	1,948,800	127,700	2,076,500			

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6 基金費	269,388	19,112	288,500	19,112				24 積立金	19,112	○基金積立金 19,112 24 積立金 19,112 減債基金積立金 19,112
7 企画費	203,326	70,000	273,326				70,000	18 負担金、補助及び交付金	70,000	○定住促進事業 70,000 18 負担金、補助及び交付金 70,000 定住促進奨励金 70,000
計	2,337,330	89,112	2,426,442	19,112			70,000			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

1 税務総務費	123,130	4,890	128,020				4,890	22 償還金、利子及び割引料	4,890	○税務総務事務費 4,890 22 償還金、利子及び割引料 4,890 過誤納金還付金 4,890
2 賦課徴収費	97,256	443	97,699				443	13 使用料及び賃借料	443	○賦課徴収事務費 443 13 使用料及び賃借料 443 電算処理システム借上料 113 電算処理システム使用料 330
計	220,386	5,333	225,719				5,333			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	242,990	367	243,357	367				18 負担金、補助及び交付金	367	○民生児童委員活動事業 367 18 負担金、補助及び交付金 367 民生委員児童委員活動交付金 367
-----------	---------	-----	---------	-----	--	--	--	----------------	-----	--

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 高齢者福祉費	142, 205	114	142, 319				114	18 負担金、補助及び交付金	114	○老人福祉事業 114 18 負担金、補助及び交付金 114 全国健康福祉祭参加費助成金 114
計	3, 281, 015	481	3, 281, 496	367			114			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	2,038,462	7,000	2,045,462	2,012			4,988	19 扶助費	7,000	○ひとり親家庭等医療費助成事業 7,000 19 扶助費 7,000 ひとり親家庭等医療費援護費 7,000
2 こども園費	1,586,384	11,000	1,597,384		10,000		1,000	10 需用費	1,200	○こども園一般管理費 11,000 10 需用費 1,200
								14 工事請負費	7,600	修繕費 1,200 14 工事請負費 7,600
								17 備品購入費	2,200	工事請負費 7,600 17 備品購入費 2,200 施設備品購入費 2,200
計	4,236,251	18,000	4,254,251	2,012	10,000		5,988			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	259,525	40,000	299,525	6,612			33,388	19 扶助費	40,000	○子ども医療費助成事業 40,000 19 扶助費 40,000 子ども医療給付費 40,000
3 環境衛生費	147,836	12,880	160,716				12,880	18 負担金、補助及び交付金	12,880	○環境保全対策事業 6,000 18 負担金、補助及び交付金 6,000

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
(環境衛生費)								(負担金、補助及び交付金)		空家等対策補助金 6,000 ○カーボンニュートラル推進事業 6,880 18 負担金、補助及び交付金 6,880 太陽光発電システム等設置補助金 6,880
計	809,737	52,880	862,617	6,612			46,268			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費

1 労働諸費	12,916	5,000	17,916		3,800		1,200	14 工事請負費	5,000	○市営駐車場・駐輪場維持管理事業 5,000 14 工事請負費 5,000 工事請負費 5,000
計	28,654	5,000	33,654		3,800		1,200			

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

3 農業振興費	39,405	1,650	41,055	1,650				18 負担金、補助及び交付金	1,650	○農業振興対策事業 1,650 18 負担金、補助及び交付金 1,650 新規就農者育成総合対策交付金 1,650
5 農地費	196,536	36,300	232,836		36,700		△400	14 工事請負費	34,320	○県単土地改良事業 1,980 18 負担金、補助及び交付金 1,980 県単土地改良事業補助金 1,980
								18 負担金、補助及び交付金	1,980	○土地改良施設維持管理事業

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(農地費)								(負担金、補助及び交付金)		34,320
										14 工事請負費 34,320
										工事請負費 34,320
計	328,613	37,950	366,563	1,650	36,700		△400			

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費

2 林業振興費	27,999	9,100	37,099	3,000	4,500	1,600		14 工事請負費	9,100	○林道・保安林等保全事業 9,100
										14 工事請負費 9,100
										工事請負費 9,100
計	122,664	9,100	131,764	3,000	4,500	1,600				

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

2 商工業振興費	407,497	12,947	420,444				12,947	18 負担金、補助及び交付金	12,947	○商工業振興対策事業 12,947
										18 負担金、補助及び交付金 12,947
										ビジネスイノベーション補助金 12,947
3 観光費	145,238	938	146,176			938		24 積立金	938	○観光振興対策事業 938
										24 積立金 938
										観光振興基金積立金 938
計	592,702	13,885	606,587			938	12,947			

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	671,289	3,115	674,404				3,115	12 委託料	3,115	○除雪対策事業 3,115
										12 委託料 3,115
										車両固定費委託料 3,115

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	681,610	3,115	684,725				3,115			

(款) 8 土木費 (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	96,312	0	96,312	374		△374				
計	96,312	0	96,312	374		△374				

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防費	516,561	53,783	570,344		55,100		△1,317	12 委託料	2,732	○常備消防一般管理費 114
										12 委託料 114
								14 工事請負費	51,051	予防接種委託料 114
										○消防庁舎維持管理事業 53,669
										12 委託料 2,618
										設計監理委託料 2,618
										14 工事請負費 51,051
										工事請負費 51,051
4 災害対策費	851,997	0	851,997			3,310	△3,310			
計	1,432,519	53,783	1,486,302		55,100	3,310	△4,627			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

3 学校整備費	257,910	5,885	263,795		5,400		485	12 委託料	5,885	○高松小学校整備事業 3,267
										12 委託料 3,267
										設計委託料 3,267
										○大海小学校整備事業 2,618
										12 委託料 2,618
										設計委託料 2,618
計	812,350	5,885	818,235		5,400		485			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	242, 216	7, 500	249, 716				7, 500	13 使用料及び賃借料	1, 520	○部活動・地域クラブ活動推進事業 7, 500
								18 負担金、補助及び交付金	5, 980	13 使用料及び賃借料 自動車借上料 18 負担金、補助及び交付金 地域クラブ大会等参加登録料 大会参加宿泊負担金 大会出場派遣費補助金 7, 500 1, 520 1, 520 5, 980 135 2, 079 3, 766
3 学校整備費	49, 894	3, 465	53, 359		3, 200		265	12 委託料	3, 465	○高松中学校整備事業 12 委託料 設計委託料 3, 465 3, 465 3, 465
計	491, 988	10, 965	502, 953		3, 200		7, 765			

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

4 生涯学習センター費	107,370	8,800	116,170		9,000		△200	12 委託料	8,800	○七塚生涯学習センター管理運営事業 8,800 12 委託料 8,800 設計委託料 8,800
6 西田記念哲学館費	158,426	0	158,426			100	△100			
9 国際交流費	15,902	511	16,413				511	12 委託料	366	○国際交流事業 511 12 委託料 366 姉妹都市交流事業委託料 366 18 負担金、補助及び交付金 145 研修負担金 145
								18 負担金、補助及び交付金	145	
10 文化財保護費	42,237	200	42,437				200	13 使用料及び賃借料	200	○埋蔵文化財調査事業 200 13 使用料及び賃借料 200 機械借上料 200

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	569,692	9,511	579,203		9,000	100	411			

令和 8 年第 3 回かほく市議会定例会議案
(その 2)

令和8年第3回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その2）

議案第51号	かほく市印鑑条例の一部を改正する条例について	1
議案第52号	かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第53号	かほく市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第54号	かほく市税条例の一部を改正する条例について	7
議案第55号	かほく市体育施設条例の一部を改正する条例について	13
認定第1号	令和7年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定について	15
認定第2号	令和7年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
認定第3号	令和7年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	17
認定第4号	令和7年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18
認定第5号	令和7年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19
認定第6号	令和7年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	20
認定第7号	令和7年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21
認定第8号	令和7年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	22
認定第9号	令和7年度かほく市水道事業会計決算の認定について	23
認定第10号	令和7年度かほく市下水道事業会計決算の認定について	24
報告第6号	財政調整基金運用状況報告書	25
報告第7号	健全化判断比率及び資金不足比率報告書	26
報告第8号	令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書	27

議案第 5 1 号

かほく市印鑑条例の一部を改正する条例について

かほく市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市印鑑条例の一部を改正する条例

かほく市印鑑条例（平成１６年かほく市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第１４条第２項中「以下この項において同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下この項において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。）」を、同項ただし書中「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について

かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成２０年かほく市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 5 3 号

かほく市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

かほく市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

かほく市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年かほく市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「別表に」を「規則で」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のかほく市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において新条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において新条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第 4 条第 2 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

かほく市税条例の一部を改正する条例について

かほく市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市税条例の一部を改正する条例

かほく市税条例（平成１６年かほく市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- （１） 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者
- （３） 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特

定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）

若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１） 公的年金等支払者の名称

（２） 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３） 特定配偶者の氏名

（４） 扶養親族又は特定親族の氏名

（５） その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 24 条第 1 項」を「、附則第 23 条の 3 第 1 項又は附則第 24 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 21 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第23条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第23条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- （3） 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第23条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のかほく市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のかほく市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係

る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市(民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後のかほく市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後のかほく市税条例附則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後のかほく市税条例附則第23条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のかほく市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

かほく市体育施設条例の一部を改正する条例について

かほく市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

かほく市体育施設条例の一部を改正する条例

かほく市体育施設条例（平成１６年かほく市条例第９７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「スポーツの振興」を「スポーツの振興並びに地域活性化」に改める。

別表第１ かほく市高松グラウンド・ゴルフ場の項を次のように改める。

かほく市高松グラウンド・ゴルフ場	加賀コース	１２月２９日から 翌年１月３日まで	日の出から日没まで
	能登コース		
	宝達山コース		
	日本海コース		日の出から午後 １０時まで

別表第２ かほく市高松グラウンド・ゴルフ場の項を次のように改める。

７ かほく市高松グラウンド・ゴルフ場

１人（１回）２００円
１人（年間利用）９，０００円
その他 １日 ３，０００円

備考

- １ 市内中学生以下並びに石川県立看護大学職員及び学生の利用は、無料とする。
- ２ 市外利用者は、１．５倍とする。
- ３ 「その他」とは、ドローンその他無人航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。）の操縦者の操縦技能の向上及び安全飛行に係る知識の習得又は複数同時及び同一の飛行プログラムに基づき同期させて飛行させ、光の演出等を行う催事のテスト飛行をいう。なお、その場合、使用は日本海コースのみとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第 1 号

令和 7 年度かほく市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 2 号

令和 7 年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市営バス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 3 号

令和 7 年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市墓地特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 4 号

令和 7 年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 5 号

令和 7 年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 6 号

令和 7 年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 7 号

令和 7 年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 8 号

令和 7 年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かほく市大海財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 9 号

令和 7 年度かほく市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度かほく市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市長 油野 和一郎

認定第 10 号

令和 7 年度かほく市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度かほく市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

かほく市長 油野 和一郎

報告第6号

財政調整基金運用状況報告書

かほく市財政調整基金条例（平成16年かほく市条例第59号）第7条の規定により、次のとおり財政調整基金の運用状況を報告する。

令和8年8月31日提出

かほく市長 油野 和一郎

1 財政調整基金の概況（令和8年5月31日現在）

（単位：円）

区 分		金 額
前 回 報 告 書 記 載 額	(イ)	5,644,820,115
新 規 基 金 額	(ロ)	311,353,542
条例第2条第1号によるもの（剰余金）		310,000,000
条例第2条第2号によるもの（積立）		0
条例第4条によるもの（利子）		1,353,542
処 分 し た 額	(ハ)	830,307,000
合 計	(イ) + (ロ) - (ハ)	5,125,866,657
内 訳	預 金	725,866,657
	有価証券額(券)面額	4,400,000,000
	現 金	0

2 財政調整基金の運用状況

(1) 預金

預 入 先	預金額(円)	利率(%)	摘要
株式会社 ゆうちょ銀行	10,000,000	0.010	定期預金
株式会社 北國銀行	715,866,657	0.300	普通預金

(2) 有価証券

証 券 の 名 称	額(券)面額	配当率(%)	摘要
第58回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	0.721	
第148回 福岡北九州高速道路債券	100,000,000	0.731	
第15回 大阪府公募公債	100,000,000	0.721	
第22回 千葉県公募公債	300,000,000	0.698	
政府保証第311回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	0.804	
政府保証第302回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	0.815	
第184回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	0.919	
第195回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	0.872	
政府保証第358回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	0.625	
平成30年度第2回 広島市公募公債	100,000,000	0.639	
第46回 国際協力機構債券	200,000,000	0.664	
第49回 国際協力機構債券	200,000,000	0.333	
愛知県令和元年度第5回公募公債	100,000,000	0.288	
一般担保第269回住宅金融支援機構債券	300,000,000	0.273	
第76回 地方公共団体金融機構債券	200,000,000	0.268	
政府保証第388回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	0.363	
(株)日本政策投資銀行第131回無担保社債	400,000,000	0.700	

報告第7号

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年8月31日提出

かほく市長 油野 和一郎

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.12)	— (18.12)	13.5 (25.0)	55.3 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」が表示される。
- 2 () 内は早期健全化基準である。

2 資金不足比率

（単位：％）

資金不足比率	
水道事業会計	下水道事業会計
—	—

備考

- 1 資金不足がない場合は、「—」が表示される。

報告第 8 号

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価
報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度におけるかほく市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

かほく市教育委員会